

熊本県監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その報告に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年（2023年）9月28日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

1 実施方法

令和5年（2023年）6月1日から8月24日までの間に実地監査を実施

2 監査対象機関 102機関

部局名	機関名
知事公室	知事公室付、秘書グループ、広報グループ、くまモングループ、危機管理防災課
総務部	人事課、財政課、県政情報文書課、総務厚生課、財産経営課、私学振興課、市町村課、消防保安課（防災消防航空センターを含む。）、税務課
企画振興部	企画課、統計調査課、地域振興課、文化企画・世界遺産推進課、交通政策課、デジタル戦略推進課、システム改革課、球磨川流域復興局
健康福祉部	健康福祉政策課、健康危機管理課、高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課、子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課、医療政策課、国保・高齢者医療課、健康づくり推進課、薬務衛生課
環境生活部	環境政策課、水俣病保健課、水俣病審査課、環境立県推進課、環境保全課、自然保護課、循環社会推進課、くらしの安全推進課、消費生活課、男女参画・協働推進課、人権同和政策課
商工労働部	商工政策課（福岡事務所を含む。）、商工振興金融課、労働雇用創生課、産業支援課、エネルギー政策課、企業立地課
観光戦略部	観光交流政策課、観光企画課、観光振興課、販路拡大ビジネス課
農林水産部	農林水産政策課、団体支援課、流通アグリビジネス課、農業技術課、農産園芸課、畜産課、農地・担い手支援課、農村計画課、農地整備課、むらづくり課、技術管理課、森林整備課、林業振興課、森林保全課、水産振興課、漁港漁場整備課
土木部	監理課、用地対策課、土木技術管理課、道路整備課、道路保全課、都市計画課、下水環境課、河川課、港湾課、砂防課、建築課、営繕課、住宅課
出納局	会計課、管理調達課
教育委員会	教育政策課、学校人事課、文化課、施設課、高校教育課、特別支援教育課、学校安全・安心推進課、体育保健課、義務教育課、社会教育課、人権同和教育課
人事委員会事務局	
監査委員事務局	
労働委員会事務局	
議会事務局	
警察本部	

3 監査対象年度 令和4年度（2022年度）

4 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務的的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

5 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

〈参考〉

監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

（1）指摘事項

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
総務部	私学振興課	(個人情報の取扱いについて) 誤ったファクシミリ番号を伝えたため、外部に誤送信され、秘匿性の高い生徒の個人情報が漏えいしている。 個人情報保護関連法令等に基づき、個人情報の適切な管理を行うこと。
農林水産部	流通アグリビジネス課	(交付金の事務処理について) 交付金の事務処理について、次の課題がある。 (1) 事業完了年度(平成30年度)に実績報告し、交付金を受け入れているにも関わらず、誤って翌年度繰越分として再度実績報告を行ったため、二重に交付を受けている。 (2) 過大に受け入れた交付金の一部について、他の事業に誤って充当している。 交付金に係る事務処理については、関係規程等に基づき適正な処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。
農林水産部	農地・担い手支援課	(債権の管理について) 新規就農者に対する補助金について、就農継続期間等の把握が遅れ、離農後の資金返還手続を行っておらず、新たに未収金が発生している。 債権管理を適正に行い、未収金の回収に努めること。

監査対象機関		監査の結果
部局名	機関名	
農林水産部	農地整備課	<p>(職員による不適切な事務処理について)</p> <p>補助金の事務処理について、次の課題がある。</p> <p>(1) A市に対する割当内示の通知を怠ったほか、同市からの交付申請書を自ら作成し、交付決定を行っている。</p> <p>(2) B市からの変更交付申請を受け、決裁を経ないまま決定通知書を作成し送付している。また、C町に対する割当内示及び交付決定について、決裁を経ないまま行っている。</p> <p>(3) 集計ミスにより国への概算払請求を過大に行い、後で補助金を返還している。さらにその後の変更申請額を誤っている。</p> <p>県庁処務規程及び補助金等交付規則等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。</p>
土木部	河川課	<p>(各種団体の管理業務について)</p> <p>所属で事務局を担っている 2 団体の管理事務について、令和 3 年度以降、必要な役員改選、理事会開催等を行っていない。</p> <p>団体の定款、規約に基づき、適正な事務処理を行うよう指導すること。</p>
教育委員会	体育保健課	<p>(財産の管理瑕疵について)</p> <p>県民総合運動公園陸上競技場の天井板が落下し、来場者が負傷する事故が発生している。</p> <p>安全点検を行うなど、財産管理を適切に行うこと。</p>
議会事務局	議会事務局	<p>(需用費等の支払遅延について)</p> <p>昨年度、支払のチェック体制を見直したものの、再度、同年度内に支払遅延が生じている。</p> <p>支払手続においては、組織的なチェックを更に徹底し、支払遅延の防止に努めること。</p>
警察本部	監察課	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>私用中に、司法処分が科された交通法規違反が 1 件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>
警察本部	運転免許課	<p>(財産の管理瑕疵について)</p> <p>運転免許センター駐車場において、突風により植込みの樹木が倒れ、駐車場を走行中の車両及び駐車中の車両を毀損し、損害賠償を行っている。</p> <p>安全点検を行うなど、財産管理を適切に行うこと。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

なし

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。